

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 22 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、附則第7項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、附則第14項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、附則第15項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、附則第18項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第2

2項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改め、附則第19項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。